

【全問を通して】

- ・制限字数の半分に満たないものは不可。
- ・誤字脱字・不適切な表記等は一点を減じ、ひとつの解答において同意語句で複数回同じ誤字があった場合は一回のみ減じる」としています。

大問一

問一 各1点・計7点

- 1 要請
- 2 同期
- 3 浸透
- 4 頻繁
- 5 審級
- 6 遍在
- 7 功利

問一 8点

《模範解答》

メディアを介した間接的な領域の占める割合が、我々の生活において急激に増えた。(38字)

【A・Bに関して部分採点を行うが、Aが書いてあることが得点発生条件】

A 「メディアを介した間接的な領域の占める割合」 ↓ 6点

↓ 「間接的な領域」または「メディア」のみの場合は△3

↓ 「メディア」は「オンライン・メディア」「情報媒体」などでも可。

※ AがないものはBの内容を問わず全体を×とする。

B 「我々の生活において急激に増えた」 ↓ 2点

↓ 「生の圏域で急激に増えた」でも可。

↓ 「急激に増加した」のみは×

↓ 「生の圏域」「生活」の語がないものは×

※「映像をとまなっおんらいメディアの利用頻度や範囲が拡大した」は片方の具体例しか用いていないため説明不足と判断し×

※ 特定の一文を加工する問題なので、これらの表現から大きく外れているものは×です。

※ 文末に「こと」があっても構いません。

問二 10点

《模範解答》

ネットワーク機能が顧客向けに標準装備されて、インターネットが爆発的に進展するきっかけとなった。(47字)

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「ネットワーク機能が顧客向けに標準装備されて」への言及 ↓ 5点

↓ 「ネットワーク機能の装備」だけの場合は△2点。

※「顧客は「コミュニケーション」でも可。

B 「インターネットが爆発的に進展するきっかけとなった」 ↓ 5点

↓ たんに「インターネットが(爆発的に)進展」のみは△2点。

※「きっかけ」「契機」などの言葉が必要

※文末に「こと」などがあっても構いません。

問四 10点

《模範解答》

実用性の視点とは異なる、メディア領域の拡大が人間にとっていかなる意味を持つかという事態の本質。(47字)

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「実用性の視点とは異なる」への言及 ↓ 2点

↓ 「実用的」「人間にとって役に立つか」などでも可。

※ただし、Aのみの答えは×0点とする。

B 「メディア領域の拡大が人間にとっていかなる意味を持つか」という事態 ↓ 8点

↓ 「メディア領域の拡大」への言及のみで△4点

↓ 「人間(の生活)への影響」への言及のみで△4点

↓ 「人間にとっていかなる意味をもつか」のみは△4点

↓ 「人間にとって」がなく、単に「いかなる意味をもつか」としたものは×。意味をもつ・影響を与える「対象」を明示する必要がある

※文末に「こと」などがあっても構いません。「こと」のほか「本質」なども可

問五 15点

《模範解答》

電子化された情報の社会における重要度が高まる中で、コロナ禍でのメディアを介した間接的な領域の占める割合が急激に増加したことにより、人々の生活が大規模にメディアに取り込まれるようになったといふこと。(98字)

【A～Cに関して部分採点を行う】

A 「電子化された情報の社会における重要度が高まる中で」 ↓5点

↓ 「世界全体のメディア社会化が急激に進展した」なども可

B 「コロナ禍でのメディアを介した間接的な領域の占める割合が急激に増加したことにより」 ↓5点

C 「人々の生活が大規模にメディアに取り込まれるようになった」 ↓5点

↓ Cの内容はない場合は×とする。

※ A～Cともに同内容であれば広く得点を上げてください。

大問二

問一 7点

《模範解答》

純粋主義は知覚的情報を特別視しているから。(21字)

【Aに関して部分採点を行う】

A 「知覚的情報を特別視している」という内容

↓ 「知覚的」の情報を重視している「な」の内容が「あはれ」可。

※ 同義の表現についてはOK。

※ 「」からズレているものは×です。あはれは「あはれ」がO点かという判断となる。

※ 主語の「純粋主義は」がないものは△です。

【採点例】

◎満点

△純粋主義は知覚的情報を特別視しているから。

○純粋主義は知覚的情報を重視しているから。

●部分点

A[△]あはれゆゑの情報の中で知覚的情報を特別視しているから。

問一 抜き出し。【別解あり】

私たちがもつ知識は体系的なものだ(16字)

問二 10点

《模範解答》

知覚的な情報ではなく、食べ物に関する知識が、その味を判断する上での基盤として機能していること。(50字)

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

A 「知覚的な情報ではなく」への言及 ↓ 3点

B 「食べ物に関する知識が、その味を判断する」 ↓ 5点

↓ 単に「味の判断」への言及のみの場合 △2点

C 「下文え」の換言 ↓ 2点

↓ 基盤、ベース、基準、根幹、下地、土台などの語であれば可。換言していないのは×。

問四 133点

《模範解答》

人間は目の前の食べ物を無意識に言語化してカテゴリライズしているのが、純粋主義のように言葉を介さずに評価を下すことは困難であるといえるから。(88字)

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「人間は目の前の食べ物を無意識に言語化してカテゴリライズしている」への言及 ↓ 6点

↓ 「言語化」がないものは △3点。「無意識は」自動的」な点でも可

B 「純粋主義のように」言葉を介さずに評価を下すことは困難である ↓ 7点

↓ 「言語を介さない」への言及がないものは △3点

問五 155点

《模範解答》

純粋主義における食べ物への判断は自分の知覚のみで行われる抽象的な評価であるが、実際には言葉を介した情報や知識、カテゴリライズなしに味の判断はできないから。(七六字)

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「純粋主義における食べ物への判断は自分の知覚のみで行われる抽象的な評価」

↓ 10点

↓ 抽象的「は」具体性がない」「特定の食べ物に当てはまる」とかがない」という内容であれば可

い。

↓「抽象的な評価」を「興味深いものではない」としたものは△5点

B 「実際には言葉を介した情報や知識、カテゴリーイズなしに味の判断はできない」
↓5点

↓「言葉を介した」が無い場合は△2点

模擬試験採点基準（古文）

問一（3点×3）

a（1点）

b（2点）

問一・ロ・模範解答例

まだ生きていらつしやるだろうかと、お手紙を差し上げよう。（3点）

【各部の採点】 3点満点。加ポイント2箇所。

a 「まだ生きていらつしやるだろうかと」……1点。「いまだ」が「まだ」＋「世におはする」が

「生きていらつしやる（尊敬の意）」＋疑問の意。すべて正解して1点。「今だ」は×。「存命でいらつしやる」は可。

b 「お手紙差し上げよう」……2点。「消息」が手紙＋「奉る」が「差し上げる」＋

「ん」が意志。すべて正解して2点。「消息」は「便り」などでも可。「奉る」は「お送り申し上げる」などでも可。

a（1点）

b（2点）

問一・ハ・模範解答例

できぬはずがない。

何ということもない修行者が、どれほどのことができようか（いやり）

（3点）

【各部の採点】 3点満点。加ポイント2箇所。

a 「何ということもない修行者が」……1点。「なでう事なき」が「何ということもない・たいし

たことのない」の意＋「の」が「〜が」と訳す主格用法。すべて正解して1点。「なでう事なき」は「なんてことのない・つまらない」などでも可。

b 「これほどのことができようか」（いやり）……2点。「何ばかり」が「どれほ

どの」＋「か」が「〜だろうか、いや〜でない」

の反語表現。すべて正解して2点。「何ばかり」は「何が」となっていたら×

a (1点) b (2点)

問一・ホ模範解答例

どうして突然後深草院が出家なさろうとするのであろうか(いや出家なさ

るべきではない)。

(3点)

【各部の採点】 3点満点。加点点ポイント2箇所。

a 「どうして〜であらうか(いや出家なさるべきではない)」…1点。反語表現。

b 「突然後深草院が出家なさろう」…2点。突然+後深草院の出家+尊敬表現。「突然」は「たちま

ちのうち」などでも可。主語の「後深草院」が

必要

すべて正解して2点。

問二(5点)

a (2点)

b (2点)

問二・模範解答

身分を隠し僧形で諸国を巡ることで、偽りのない諸国の内情や人々の苦境を

c (1点)

詳しく調査しようと考えたから。(49字)

(5点)

【各部の採点】5点満点。加点ポイント3箇所。四〇字以下の解答は2点の減点。

a 「身分を隠し僧形で諸国を巡る」ことで…2点。「僧に身をやつし身分を隠す」という内容を

b 「偽りのない諸国の内情や人々の苦境を詳しく調査しよう」…2点。「正確な国の内情や人々の

苦しい様子を調査する」という内容。

c 「と考えたから」…1点。理由説明の末尾。ただしこの箇所だけ正解では加点無し。「判断した」

でも可。

問三(5点)

問三・模範解答例

仲裁をする能力に長けた執権としてふさわしい立派な人物。(5点)

a (3点)

b (1点)

c (1点)

【各部の採点】5点満点。加点ポイント3箇所。

a 「仲裁をする能力に長けた」…3点。「人間関係を調和する才のある」という内容。「物事をうまく仲立ち解決する能力のある」「対立している各人をとりなすことができる」なども可

b 「執権としてふさわしい立派な」…1点。「執権にふさわしい(立派な)」という内容。「立派な」はなくても可

c 「(と)いう」人物…1点。「(と)いう人物」のような設問にそった文末表現。この箇所のみ正解は加点無し。

問四 (6点)

a (1点) b (2点)

問四・模範解答例

後深草院の、自らの子息である若宮が皇太子となったことに安堵したために

c (3点)

出家するのを思い止まった様子。(49字)

(6点)

【各部の採点】6点満点。加点ポイント3箇所。四〇字以下の解答は内容が正しくても2点の減点。

a 「後深草院の、・・・様子」…1点。このような設問にそった解答のカタチ。

b 「自らの子息である若宮が皇太子となったことに安堵したために」…2点。「自分の息子が皇太子になったことに満足して」という内容。

c 「出家するのを思い止まった」…3点。「出家を断念する」という内容。

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

- a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
- b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。
- c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。
- d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

- a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。
- b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C

- 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。
 - a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。
 - b 脱字。
 - c 文末の句点の脱落。
 - * 字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。
 - d その他不適切と判断せざるをえない箇所。
 - e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。
 - たとえば「〜とはどういふことか」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。
 - また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。
- *ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理

が行われていると見ます。また、「からである」「などの表現も」「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合がありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

四 漢文 二十五点

問一

各2点×4＝計8点

a 〓と

b 〓たちまち

▼ a・bは解答通り。

c 〓のみにして

▼ 「のみ」△1点

d 〓すなはち

▼ 解答通り。

問二

5点

子どもが急／死／してしまった。

● 以下のように、三分割して採点します。

① 子どもが急	2点
② 死	2点
③ してしまった	1点

▼ ①の加点条件

(1) 「子」を「子」「子ども」などと適切に訳していること。

(2) 「暴」を「急に」「たちまち」「突然」「にわか」などと適切に訳していること。

▼ ②の加点条件

「卒」を「死ぬ」「亡くなる」などと適切に訳していること。

▼ ③の加点条件

「已」を「…してしまった」「もう……した」などと適切に訳していること。

問三

5点

ひとをして／こをていちゆうにいだか／しめ、

●以下のように、三分割して採点します。

- | | | |
|---|-------------|----|
| ① | ひとをして | 2点 |
| ② | こをていちゆうにいだか | 1点 |
| ③ | しめ | 2点 |

▼①↓②↓③の順序になっていない場合は全体として加点なし。

▼読点「、」の有無は不問。

▼①は解答通り。

▼②「児」は「こ」「じ」「いづれも可」。「庭中」は「ていちゆう」「ていちゆう」「ていちゆう」「いづれも可」。

▼③は「しめ」「しめて」。

問四

7点

どちらも子をめぐる争いで、／親と称する二人に李崇は子は死んだと虚偽の報告をしてその反応を、／黄覇は子の取り合いをさせてその様子を見て真の親を見出した。

● 以下のように、三分割して採点します。

① どちらも子をめぐる争いで	3点
② (親と称する二人に) 李崇は 子は死んだと虚偽の報告をしてその反応を (真の親を見出した)	2点
③ (親と称する二人に) 黄覇は 子の取り合いをさせてその様子を見て (真の親を見出した)	2点

▼ ①・②・③の順序は不問。どんな形であれ、①・②・③の要素に触れていれば可。

▼ ①は「どちらも子をめぐる争い」「どちらが本当の親かの争い」「どちらも二人の親が自分の子だと主張して起きた争い」などと触れていれば加点。

また「本当の親を見抜いた」「他人の子を奪った犯罪者を見つけ出した」など触れる視点が異なっても、(1)本物の親とその子を奪ったニセの親とが、(2)その子は自分の子だと主張して争い、(3)裁判でどちらが本物の親かを判定した(見抜いた)。○ニセの親を見抜いて処断した、といった点を説明できていれば加点。

▼ ②は「李崇は子は死んだと嘘を伝えて親の反応を見た」「李崇は子の死に対する悲嘆の大きさで本当の親かどうかを測った」に触れていれば加点。

▼ 「李崇は」がない場合は、△1点のみ

▼ ③は「黄覇は子どもの取り合いをさせて親の様子を見た」「黄覇は子どもを傷つけまいとする親の愛情で本当の親かどうかを図った」に触れていれば加点。

▼ 「黄覇は」がない場合は、△1点のみ